

令和 8 年度（2026 年度）

豊中市困難な問題を抱える女性に対する 居場所の提供事業補助金 募集案内

1. 目的

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 13 条の規定に基づき、困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供等の支援を行う民間団体を支援することを目的に豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金を交付します。

2. 対象事業者

年間を通じて困難な問題を抱える女性への支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及びその統制の下にある団体等を除く。以下「事業者」という。）で次の要件を満たす事業者

- （1）補助金の交付申込みの前日までに 3 年以上継続して市内で居場所の提供を行う施設（部屋）を有し、その施設（部屋）において、宿泊を伴う支援を行っている実績を有すること。
- （2）組織の運営に関する規約、会則等を有し、構成員の名簿を備えていること。
- （3）予算及び決算を適正に行っていること。
- （4）事業を遂行できる能力又は実績を有すること。
- （5）宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- （6）事業報告書等の未提出がないこと。（特定非営利活動法人に限る。）
- （7）法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ豊中市において市税の滞納がないこと。
- （8）消費税及び地方消費税の未納がないこと。（当該申告の義務を有する団体に限る。）
- （9）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある団体ではないこと。

3. 補助金による事業実施期間

交付決定～令和 9 年（2027 年）3 月 31 日（水）まで

4. 募集事業者

1 事業者（予定）

5.補助対象事業

豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業実施要領に基づき、事業者が行う事業

※ (1) ~ (4) を全て行うことが必須要件

補助対象事業	(1) 居場所の提供及び相談支援	一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された際に、居場所の提供や食事の提供などの日常生活の支援を行うとともに、相談支援を実施するもの
	(2) 自立支援	継続的な支援が必要と判断される者や、居場所が長期化する者に対し、居住地や就業、教育に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施するもの
	(3) アフターケア	自立支援を実施した者に対して、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を通じて地域生活を定着させるための継続的な支援を実施するもの
	(4) 関係機関連携会議への出席	豊中市主催の関係機関連携会議への参加

6.補助率及び上限

- (1) 補助率：補助対象経費の10分の10
- (2) 上限額：同一会計年度において1事業者の補助金交付額の上限は480万円

7.補助対象経費

事業実施に必要な以下の経費で令和8年度中のものに限りします。

他の補助金等を受けて実施している事業は本事業の対象外とします。

(事業が明確に切り分けられる場合は、この限りではありません。)

対象経費	例
報酬・給与・賃金	補助対象事業にかかる人件費 ただし他の業務と兼任する場合は経費から差し引く
謝金	補助対象事業にかかる謝金等
旅費	アウトリーチ支援や同行・訪問支援、関係機関との調整、その他事業実施に必要な活動旅費等
需用費	光熱水費、食糧費等
役務費	通信運搬費等
使用料及び賃借料	居場所の提供に係る1年間の賃借料（申込み当該年度支払い分）等
その他市長が認める経費	委託料等、事業実施等に直接必要な経費で市長が認めるもの

<対象外の経費>

- ・新規に賃借する施設（部屋）の経費
（これまで3年以上継続して市内で居場所の提供を行ってきた施設（部屋）に対する経費となります。）
- ・補助対象事業以外の事業と共通する経費
- ・領収書等により事業者の支払いが確認できないもの
- ・その他、社会通念上公費を支出することが適切でないと判断されるもの

8. 申込手続き等

(1) 受付期間：令和8年（2026年）4月1日（水）～令和8年（2026年）4月17日（金）17時必着

(2) 申込方法

以下の書類を人権政策課まで、①持参・②郵送・③メールのいずれかの方法でご提出ください。

応募の際に提出された書類の返却には応じませんので、事前にコピーしておく等のご対応をお願いします。

① 持参：豊中市 市民協働部 人権政策課 女性支援係（豊中市役所第一庁舎5階）

平日：月～金（8時45分～17時15分）

② 郵送：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市 市民協働部 人権政策課 女性支援係

「豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金」担当あて

※郵送の場合は、郵便物の追跡が可能なレターパックライト等ご郵送ください。

③メール：人権政策課 女性支援係あて

（メールアドレス：danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp）

※電話もしくは開封確認にてメールの到着を確認してください。

必要書類	
1	豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金交付申込書 (様式第1-1号)
2	豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金事業実施計画書 (様式第1-2号)
3	豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金事業収支予算書 (様式第1-3号)
4	団体の定款又は団体の概要が分かるもの
5	役員名簿（様式第1-4号）
6	前年度の収支決算書
7	過去3年間に居場所の提供事業を実施している実績が分かるもの（事業計画や報告書類等）
8	居場所として設置されている建物に係る賃貸借契約書の写し
9	誓約書（様式第1-5号）
10	その他市長が必要と認める書類

9. 交付決定・交付手続き

提出された申込書及び添付書類の内容について審査を行い、結果は文書で通知します。審査にあたっては、豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金審査委員会の意見を参考として、市長が決定します。交付が適当と認められる事業者については、交付予定額及び交付の条件を通知します。

※交付決定に関わる審査等の経過、審査結果等に関する問い合わせには原則応じません。

10.実績報告等

(1) 報告等

補助金の交付に関し必要事項について、報告を求めることがあります。

(2) 実績報告

四半期ごとに取りまとめ、翌月 15 日までに、豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金実績報告書（様式第 11-1 号）に以下の書類を添付して報告してください。（第 4 四半期については、補助対象事業を実施した日が属する年度の 3 月 31 日までに報告してください。）

<提出書類>

①豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金収支報告書（様式第 11-2 号）

②豊中市困難な問題を抱える女性に対する居場所の提供事業補助金出納簿（様式第 11-3 号）

③領収書の原本と写し、又はスキャンデータ

※補助事業者が支払った金額、支払い年月日、支払い理由、領収者の名前及び住所が記載され、領収者の押印があるもの

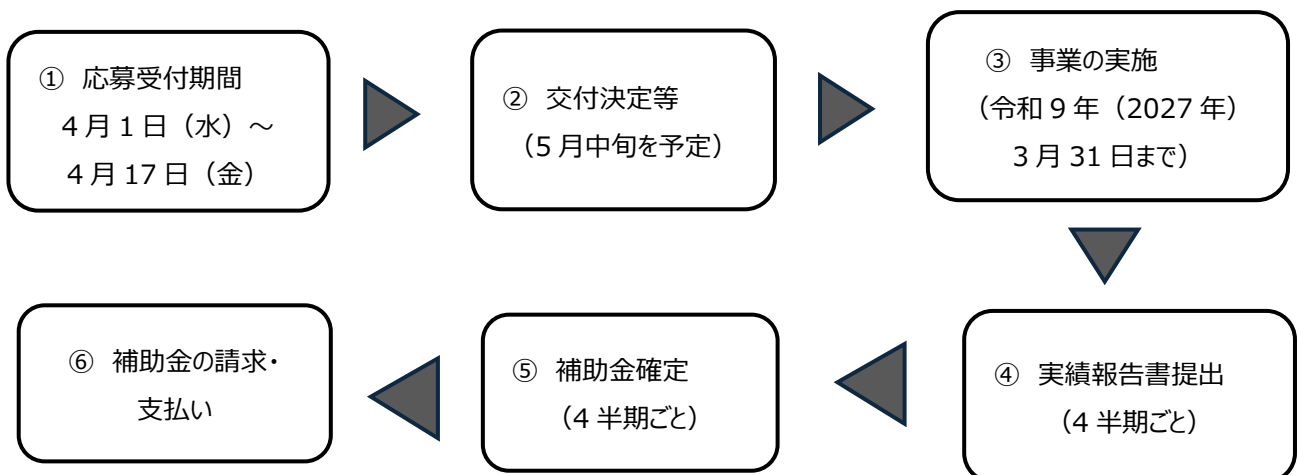
※原本は、写し（スキャンデータ）と照合後に返却します。

④その他市長が必要と認める書類

11.交付額の確定

提出いただいた実績報告に係る書類を基に審査を行います。必要に応じて現地調査等を行う場合があります。補助対象事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付額を確定し、書面により通知します。

<事務手続きの流れ>



<問い合わせ先>

豊中市 市民協働部 人権政策課 女性支援係（第一庁舎 5 階）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

電話：06-6858-2654 FAX：06-6846-6003

E-mail：danjokyoudou@city.toyonaka.osaka.jp